

業 庫 第 2 1 号
2 0 2 6 年 4 月 1 3 日

代 理 店 御 中
代理店引受金融機関本部

日 本 銀 行 業 務 局

「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」の改訂について

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」について、別紙のとおり改訂（改訂箇所には変更履歴を付しています。）し、これらの改訂を反映した最新版を弊行ホームページに掲載しました¹ので、お知らせします。

—— 分かりやすさの観点から、2.（1）ホ、「現金受」における納人氏名の入力にかかる留意事項等を追記したほか、訂正・更正の取扱いにかかる注意点の追加が主な修正箇所となります。

本件に関し、ご不明な点等がございましたら、遠慮なく以下の照会先にご連絡ください。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

0 3 - 3 2 7 9 - 1 1 1 1 （代表）

山田（3 0 5 7）、山田（真）（6 0 4 1）

以 上

¹ 掲載場所は、日本銀行HP－業務上の事務連絡－代理店等関連－代理店等関連規程。

統合国庫記帳システムの留意事項
【代理店用】

202~~5~~6年3月

日本銀行業務局

ホ、「現金受」における納入告知書等の番号、納入氏名の入力

● 現金納付された「納入告知書」等に番号記載がない場合、または、納入氏名の漢字がシステム搭載の辞書ファイルに未登録の場合は、次のとおり取扱う。
 (注) 取引店が他店である公庫預託金を一部代用納付証券で受入れた場合は、他店で出力する「振替済通知書」に証券金額を付記する必要があるため、証券金額を付記した領収済通知書(写)を当該取引店に送付する(取引店が日本銀行本支店の場合には、日本銀行業務オンラインにより送付したうえ、送付後速やかに、当該取引店に電話連絡を行う。また、取引店が代理店の場合には、あらかじめ電話連絡のうえ、ファクシミリにより送付する。)

現金納付された「納入告知書」等に番号の記載がない場合は入力を要しない。
 — 納入告知書等番号が記載されている場合は自店・他店分とも入力。一方、同番号が記載されていない場合は自店・他店分とも入力不要。

被仕向店が出力する「振替済通知書」に印字する必要があるため、納入氏名の漢字がシステム搭載の辞書ファイルに未登録の場合はカタカナまたはひらがなにより入力する(例えば、「高」、「崎」など)。

- ・ 「.」(半角ピリオド)を入力するとエラーとなるため、代わりに「 」(半角スペース)を入力する。なお、「・」(半角ドット)、「.」(全角ドット)は入力可。
- ・ (株)、(有)といった法人略語を(株)、(有)(全角1文字の特殊文字)で入力するとエラーとなるため、「(」、「株」、「有)」をそれぞれ単独の文字または記号(全角)で入力する。
 — 株式会社を(株)といった法人略語を使用することは差支えないが、それ以外は納入告知書等に記載のとおり入力する(略したり、入力不要項目として省いたりしない)。
- ・ 全角37文字以上の文字の入力を行うことができない(全角37文字以上の場合は、日本銀行業務局業務運行統括グループに電話連絡し、その指示に従う(電話番号は統合国庫記帳システムの事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照))。

リ、歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法(b) (同一取扱庁・同一計算科目の選択)

- 歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力 (同一取扱庁・同一計算科目) は、次①または②のとおり方法により取扱う。
 - ① 発生頻度の高い取扱庁について、「取扱庁マスター一覧」から「取扱庁コード一覧」を作成し、同一一覧から「取扱庁 (振替歳入) コード」を入力する。
 - ② 取扱庁を50音検索し、表示された取扱庁一覧から選択する。
- (注) 処理の結果出力される「振替済通知書」には角括弧書きで主管名が表示されるが、訂正処理は要しない。

同一取扱庁・同一計算科目コードで主管が異なる口座については、口座を特定するため以下のいずれかの方法により取扱う。

- ① 「取扱庁コード一覧」を作成し、「国庫金振替書」に記載の受入科目の主管名から、同一一覧に記載の「取扱庁コード」を入力し、右側の「▼」ボタンをクリックして該当する口座を選択する。
— 例：「通常振替・口座指定」画面から、「〇〇地方整備局 (建設) [法務省]」のコード「01076230」を「取扱庁 (振替歳入) 欄」へ入力。
- ② 「国庫金振替書」の振替先欄に記載された取扱庁名を50音検索し、表示された取扱庁一覧から、その取扱庁名に角括弧 ([]) で付された主管名が「国庫金振替書」の受入科目欄に記載された主管名であることを確認し該当する口座を選択する。
— 例：取扱庁一覧に「〇〇地方整備局 (建設)」という口座が複数表示された場合には、「… [法務省]」(角括弧内が主管名) を選択。

▼ 「取扱庁コード一覧」の作成例

取扱庁コード	取扱庁名	計算科目名 (コード)	主所管名 (コード)
01 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [法務省]	一般会計 (0014)	法務省 (6077)
02 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [厚生労働省]	一般会計 (0014)	厚生労働省 (6118)
03 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [農林水産省]	一般会計 (0014)	農林水産省 (6121)
04 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [国土交通省]	一般会計 (0014)	国土交通省 (6149)
00 051 315	〇〇税務署	国税収納金整理資金 (1016)	—
00 065 101	厚生労働省年金局 (〇〇)	年金特別会計 (0343)	厚生労働省 (6118)
00 019 125	〇〇財務事務所	一般会計 (0014)	財務省 (6094)
00 075 647	〇〇労働局	労働保険特別会計 (0847)	厚生労働省 (6118)

取扱庁コードの冒頭2桁を「01」、「02」等の数字に置換え、角括弧書きで主管名 (例：〇〇地方整備局 (建設) [法務省]) を付記する形で口座を区別。

(4) 更正関係

イ、訂正・更正の取扱い

- 代理店における訂正および更正については、次のとおり取扱う。
- ① 自店の誤りによる当日訂正および当日更正は、自店において入力・送信する。
 —— 国庫内為替取引（他店口座）の場合には、自店から電話等により訂正・更正を行う旨等を速やかに当該他店に連絡する。この場合、入力・送信が国庫内為替取引の送信締切時刻（16時）に間に合わないと見込まれるときは、速やかに日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡する。
- ② 自店の誤りによる後日訂正、後日更正および官庁請求による後日訂正、後日更正は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、代行入力を依頼する。
 —— 電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照③ 代行運用（追補（8）1.）参照）を実施する部署は、ログインする代理店を誤って統合国庫記帳システムへの入力・送信を行い、当日中に訂正・更正を実施する必要がある場合には、速やかに日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡する。
※日本銀行業務局業務運行統括グループの電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照。

1. 自店の誤りによる訂正・更正

区分	項目		取扱方法
当日	訂正	振替	振替書番号、余白記載事項、取扱官署、債主コード、納入告知書等番号（または整理番号）、添付書類の有無等
		振替以外	小切手番号、証券受領の有無、取扱官署、債主コード、納入告知書等番号（または整理番号）、納入氏名等
更正	振替	金額、年度、所管、会計（計算科目）、取引官庁、事務処理区分	・自店において次の手順により入力・送信 ①「国庫金勘定事務」—「更正等入力」—「取消・変更」—「振替」または「振替以外」（正当分なし）により対象取引を取消 ②正当分を「国庫金勘定事務」—「通常入力」により入力
	振替以外		
	国庫内為替取引（他店口座、証券不渡）		・自店から電話等により訂正・更正を行う旨等を速やかに当該他店に連絡（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）
	国庫金受払集計報告（代理店扱分）		・自店において次の手順により入力・送信 —「国庫金勘定事務」—「更正等入力」—「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」（P49 参照）
	支払未済額（小切手振出済通知書）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに訂正入力を依頼 — 上記部署に連絡し、小切手振出済通知書（写）、入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。
後日	訂正	振替	当日訂正と同じ
		振替以外	
更正	振替	当日更正と同じ	●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
	振替以外	証券不渡（受入取消）	●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、国庫金組替書（写）、当該受入証票（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。
	国庫内為替取引（他店口座）		●日本銀行業務局業務運行統括グループから更正を行う旨等を当該他店に連絡（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）
	国庫金受払集計報告（代理店扱分）		●所属統轄店に連絡し、訂正入力を依頼（P49 の2 参照）
	支払未済額（小切手振出済通知書）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに訂正入力を依頼 — 上記部署に連絡し、小切手振出済通知書（写）、入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。

○ 自店の誤りによる「振替歳入（歳入金等の誤計理）」の後日更正（注2）

更正	振替歳入（振替先の誤入力）	●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
----	---------------	-----------------------------------

2. 官庁請求による後日訂正、後日更正（官庁から訂正請求書の提出を受けた場合）（注3）

区分	項目		取扱方法
後日	訂正	振替	振替書番号 納入告知書等番号
		振替以外	小切手番号 納入告知書等番号 納入氏名等
更正	振替	年度 所管 会計（計算科目） 取引官庁	●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、国庫金組替書（写）、訂正請求書（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。
	振替以外		
	他店を受付店とする国庫内為替取引（自店口座）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、訂正請求書（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）（証券（写）は当該他店から送付を受ける（注4））。

○ 官庁請求による「返納金戻入れ（会計センター分）」の訂正・更正

当日	入力の前	返納金戻入れ（会計センター分） — 返納金納入告知書、返納金納付書の記載事項	・自店において訂正請求書と受入書類により入力・送信 — 官署支出官から訂正請求書が提出。
後日	訂正 更正	返納金戻入れ（会計センター分）	●日本銀行業務局国庫業務グループが取引店として訂正・更正を実施 — 上記部署からの依頼により当該証券（写）を日本銀行業務オンラインにより送付。

○ 官庁請求による「歳入金等」の後日更正（統合国庫記帳システムに入力しないもの）

後日	更正	歳入金 国税収納金整理資金受入金	●所属統轄店の指示に従う — 訂正請求書等に日付、代理店名を記入のうえ、所属統轄OCR処理店に連絡し指示を受ける。
----	----	---------------------	--

- （注1）送付後、日本銀行業務局業務運行統括グループに対し、速やかに電話連絡を行う。
 （注2）統合国庫記帳システムへの入力は正当だが、集計表の誤作成があった場合には、集計表を再作成し差替える。
 （注3）訂正項目が小切手の振出日、国庫金振替書の発行日または国庫金振替書の余白記載事項の訂正のみにとどまる場合には、訂正済通知書の作成等を行い、代行入力の依頼は行わない。
 （注4）当該他店が日本銀行本支店の場合には日本銀行業務オンラインにより、当該他店が代理店の場合にはファクシミリにより、送付を受ける。